

富山市役所本庁舎広告付き庁舎案内図設置事業者入札要項

市有財産の有効活用を図ることを目的として、本市が提示する条件に基づき、広告付き庁舎案内図の設置事業者（以下「事業者」という。）を一般競争入札により決定します。

1 貸付物件

施設名称	所在地	貸付面積
富山市役所本庁舎	富山市新桜町7番1	7.7㎡

※ 別紙「位置図」を参照してください。

2 指定する用途

広告付き庁舎案内図（以下「案内図」という。）

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (2) 富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市町村税及び国税を滞納していない者。

4 法令等の順守

- (1) 関係法令等の順守を徹底するとともに、関係機関等への届出等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。
- (2) 契約書の貸付条件を順守し、貸付料は期限までに確実に納付してください。

5 貸付物件に関する条件

(1) 期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間とします。

契約期間満了後に再び貸付を行う場合は、新たに入札を行います。

なお、契約期間には、案内図設置に伴う工事及び機器設置並びに期間満了に伴う原状回復に要する期間を含みます。

(2) 貸付料

ア 最低貸付料年額35,200円（税抜価格）以上で、入札により決定した額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。

イ 当該年度の貸付期間が1年未満であるときの貸付料の額は、月割（税抜価格）（年額を12で除したもの（1円未満の端数が生じたときは切り捨て）に、貸付する月数を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額）とします。

ウ 貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月に切り上げるものとします。

エ 貸付料の納付については、「9 貸付料の納付」を参照ください。

(3) その他の経費

案内図の運営並びに機器設置及び撤去等に必要となる一切の費用は、全て事業者の負担とします。また、電気使用料についても事業者の負担とします。

(4) 使用上の制限等

契約期間中は、次の事項を順守してください。

ア 貸付契約に基づく賃借権を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

イ 貸付物件を案内図以外の用途に使用しないこと。

(5) 事業者の義務

契約期間中、事業者は次に定める義務を負います。

ア 善良なる管理者の注意を持って貸付物件を使用すること。

イ 貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任を持つこと。

ウ 本市が貸付物件の管理に当たり必要な事項を事業者に通知したときは、その事項を順守すること。

(6) 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。

ア 「(4) 使用上の制限等」及び「(5) 事業者の義務」に違反したとき。

イ 貸付物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

ウ 契約締結後に、事業者が上記「3 入札参加資格」に掲げる要件を満たしていないこと又は満たさなくなったことが判明したとき。

エ 事業者が本市の指定する期限までに貸付料を支払わないとき。

(7) 損害賠償

ア 事業者がその責めに帰する事由により第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

イ アのほか、事業者が契約の不履行その他の事由により本市に損害を与えたとき、事業者は、賠償金として損害額に相当する額を本市に支払わなければなりません。

(8) 原状回復

事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、直ちに自己の負担により貸付物件を原状に回復し、返還してください。ただし、本市が特に原状回復の義務を免除した場合は、この限りではありません。

6 入札参加申請書の受付

(1) 申請方法

申請は、持参によるものとし、申請期間内に次の提出先に申請書及び必要書類を提出してください。なお、入札の参加申請に係る費用については、申請者の負担とします。

(2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

ア 入札参加申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 提出書類一覧表（様式第3号）

エ 証明書類等

法人の場合… 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び法人の概要が分かる資料、印鑑証明書

個人の場合… 身分証明書（日本国籍の方のみ、本籍地の市町村で交付のもの）
登記されていないことの証明書（外国籍の方のみ、最寄りの法務局で交付のもの）

印鑑登録証明書

オ 納税証明書

市町村税	① 応募者（法人又は個人）所在地の市町村が発行する 未納又は滞納がないことの証明書 ② 富山市税については、「納税証明書（入札参加資格 用）」と記載された証明書
国税	未納の税額がないことを証する「納税証明書」（税務署 において交付のもの。法人の場合は〔その3の3〕、個人 の場合は〔その3の2〕、団体の場合は代表者個人の〔そ の3の2〕。）

※ 証明書は、提出日前から3か月以内に発行されたものとします。

(3) 受付期間

令和7年8月12日（火）から同月27日（水）まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）は除く）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 提出先

富山市新桜町7番38号
富山市役所西館4階 財務部管財課庁舎管理係

7 事業者の決定

(1) 提出された申請書類の審査を行い、「3 入札参加資格」に定める資格を全て満たしている者を事業候補者とし、入札参加申請受付書を郵送又は電子メールで送信しますので、入札当日に必ず持参してください。

(2) 入札

ア 日時及び場所

入札日	令和7年9月8日（月）
受付開始時刻	午後1時30分
入札時刻	午後2時
場所	富山市役所東館4階入札室

イ 入札当日お持ちいただくもの

- ① 入札保証金（入札金額（税抜価格）の1割以上）
- ② 入札書（様式第4号）及び封筒
- ③ 入札参加申請受付書
- ④ 委任状（代理人が入札する場合）
- ⑤ 入札参加者の身分を証明できるもの（運転免許証等）
- ⑥ 入札参加申請書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は、委任状の「代理人」欄に押印した印鑑）

ウ 入札における注意事項

- ① 入札書は所定の様式（様式第4号）を使用してください。入札書には年額（税抜価格）で記入してください。入札書の押印は、参加申請書の印鑑（実印）を使用してください。また、代理人が入札する場合は、委任状の代理人欄に押印されている印鑑を入札書に押印してください。
- ② 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札する場合には、所定の様式の委任状と代理人本人と確認できるもの（運転免許証など）を持参してください。
- ③ 入札には光熱水費等は含めないものとします。

エ 入札保証金

- ① 参加申請者は入札保証金として入札金額の1割以上の額を現金又は富山市内に所在する店舗を支払地とした銀行の自己宛小切手（振出日から5営業日以内のもの。）を入札当日に持参してください。
- ② 入札保証金は、落札しなかった者へ入札当日に返還します。また、落札者の入札保証金は、落札者の同意を得てその全額を契約保証金に充当します。
- ③ 入札保証金の還付の際、その受領証書に200円の収入印紙を貼付してください。

オ 入札の無効

富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第12条各号に掲げる入札及び富山市物品購入等、清掃及び設備保守点検等業務委託入札心得に規定する事項に違反した入札は、無効とします。

カ 事業者の決定

- ① 本市が定めた最低貸付料年額35,200円（税抜価格）以上で、最高の価格で入札した者を事業者とします。
- ② 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あった場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせて事業者を決定します。この場合において、同価格の入札者は、必ずくじを引かなければならず、くじ引きを辞退することはできません。
- ③ 結果については、「落札者名」及び「落札金額」を富山市財務部管財課窓口において公表するとともに、本市の公式ウェブサイトで公表します。

8 契約の締結

- (1) 落札者は、本市が別途定める期日までに、「市有財産（新規）借受申請書」を提出し、契約を締結することとなります。
- (2) 落札者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に契約を締結しなければなりません。なお、当該期間内に契約を締結しない場合、落札者としての権利を失うこととなります。
- (3) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。
- (4) 契約の相手方は、落札者の名義とします。

9 貸付料の納付

落札者は、契約締結後、本市が指定する期日までに、本市が発行する納入通知書により、令和7年度分の貸付料を一括して納付しなければなりません。

また、次年度以降についても、同様に各年度4月末までに納付しなければなりません。

10 事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに貸付の手続きに応じなかったとき。
- (2) 事業予定者が「3 入札参加資格」に定める資格を満たしていないこと又は満たさなくなったことが判明したとき。

11 問い合わせ先

富山市新桜町7番38号
富山市財務部管財課庁舎管理係
電 話 076-443-2117
FAX 076-431-7665

1 2 その他

本貸付に申し込みをされる方は、この要項に記載された事項について熟読の上、申し込みください。

なお、この要項に定めのない事項については、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）、富山市公有財産管理規則（平成17年富山市規則第39号）、富山市公有財産貸付要領、富山市物品購入等、清掃及び設備保守点検等業務委託入札心得、その他の関係法令に定めるところによるものとします。

付属書類

【様式】

- ・ 様式第1号 入札参加申請書
- ・ 様式第2号 誓約書
- ・ 様式第3号 提出書類一覧表
- ・ 様式第4号 入札書

【参考資料】

- ・ 位置図
- ・ 仕様書

（参考）

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

富山市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な

影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

富山市の休日定める条例（抄）

（市の休日）

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げるものを除く。）

富山市契約規則（抄）

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- （2） 委任状を持参しない代理人のした入札
- （3） 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札（入札保証金の納付を必要とする場合に限る。）
- （4） 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
- （5） 指定した方法以外で提出された入札
- （6） 入札書に記名のない入札
- （7） 入札金額を訂正した入札
- （8） 入札書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札
- （9） 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- （10） 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

富山市広告事業実施要綱

平成19年1月11日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の保有又は管理する財産等（以下「市有財産等」という。）を広告媒体として活用すること（以下「広告事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、新たな財源確保及び市有財産等の有効活用を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供により、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第3条 「広告媒体」は、次の各号に定める市有財産等のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するホームページ
- (3) その他市長が個別に定めるもの

(広告掲載の範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体と掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人及び法人の意見広告と名刺広告
- (6) 社会問題について主義主張や係争中の声明広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び被害防止の観点から適切でないもの

(10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11) その他市長が不相当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 定額の広告掲載料の広告募集において、広告掲載希望者数が、募集枠数を超えた場合は、次の順位により決定する。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 私企業のうち、公共性の高いもの

(3) 第3順位 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前3号に該当しないものの広告

(広告規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置等は、当該広告媒体ごとに広告媒体を所管する部局長（以下「部局長」という。）が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格、選定方法については、当該広告媒体ごとに部局長が別途定める。

(広告掲載の承諾等)

第8条 広告掲載希望者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン等（以下「広告案」という。）を提出し、承諾又は許可（以下「承諾等」という。）を受けなければならない。

2 部局長は、広告掲載希望者から広告案が提出されたときは、第4条に基づき審査し、承諾等の可否を広告を掲載しようとする者に通知しなければならない。

3 前項の規定による承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、あらかじめ承諾を得て当該承諾等に係る必要な手続等を広告代理業を営む者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

4 部局長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

5 部局長は、第1項の審査を行うため、広告審査会を設けることができる。

6 広告審査会の設置については、部局長が別途定める。

(権利譲渡等の禁止)

第 9 条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第 10 条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除及び許可の取消し)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が第 8 条第 4 項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第 4 条の基準に抵触したとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告物の削除等)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除等を行うことができる。

- (1) 広告主が、指名競争参加資格の停止又は取消しを受けたとき。
- (2) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告の削除等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

(広告事業審査委員会の設置)

第 13 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、富山市広告事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は財務部長を、副委員長は企画管理部次長を、委員は文書法務課長、広報課長、市民協働相談課長、商工労政課長、学校教育課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成19年1月11日から施行する

附 則

この要綱は令和3年10月1日から施行する

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する

富山市広告掲載基準

平成 19 年 1 月 11 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、富山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(業種又は業者の基準)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 22 号）第 1 条に規定する学校以外の教育施設
- (4) 利殖を目的とした投資のあっせん勧誘を専ら行うもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (9) 訪問販売等に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する通信販売、訪問販売を主たる事業とし、店舗等を有しないもの（特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟しているものを除く。）
- (10) 市の指名停止措置を受けているもの
- (11) 占い、運勢判断に関するもの
- (12) 興信所・探偵事務所等
- (13) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (15) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 - (16) 各種法令に違反しているもの
 - (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (広告内容の基準)

第3条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- キ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心をあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサ

ービスなどを奨励、保証、指定等をしているかの表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第4条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、富山市広告事業実施要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(広告内容の修正等)

第5条 市長は、前2条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を広告を掲載しようとする者に求めることができる。

2 広告を掲載しようとする者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は平成19年1月11日から施行する。

附 則

この基準は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日から施行する。